

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月

私は、平成8年12月12日に自宅のあるA市からB市C区へ転出し、9年1月6日に同区役所へ転入について届出している。申立期間当時、大学生であったが、両親が20歳の時から口座振替にて国民年金保険料を継続して納付してくれていた。申立期間以外は全て納付済みになっているにもかかわらず、1か月だけ未納になっているのは納得がいかないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金保険料の収滞納記録によると、申立人がA市からB市C区に転入した平成9年1月の保険料は他の市で納付と記録されていること、及びオンライン記録に係る収納年月日は同年4月から特定の納付日が記録されていることから、申立人は、同年1月分の保険料から、B市で納付を始め、同年1月から同年3月までの保険料は納付書により、それ以降の保険料は口座振替によりそれぞれ納付したと認められ、申立期間の前後の月は納付済みであることから、申立期間の保険料も納付書により納付されたと考えることに不自然さはない。

また、D年金事務所によると、申立期間当時、前年度の未納者について国民年金の勧奨通知を送付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人に係る納付書作成欄に当該通知が作成されたことを示す日付が記録されていないことから、申立人は、平成8年度について未納がなかったと考えられる。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間以外に未納は無く、申立人の国民年金保険料の口座振替を管理していた両親も未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から58年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで
③ 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間①については、結婚前の期間であり、両親が国民年金への加入手続と保険料を納付していたと思う。

申立期間②及び③については、結婚後の期間であり、村の当番の人が順々に各家庭へ集金に訪れていたため、義母あるいは私が家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。

申立期間①、②及び③が未納とされているのは納得がいかないため調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、村の当番の人が順々に各家庭へ集金に訪れていたため、義母あるいは自分が家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているところ、オンライン記録等によると、同居していた申立人の夫及び義父母については、いずれも現年度納付により納付済みと記録されていることから申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②前後の保険料は納付済みである上、6か月と短期間であり、申立人に係る申立期間②の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の義父は納付済みと記録されている上、申立人の夫の納付記録は、平成22年10月26日に職権により納付済みと訂正されていることが確認できる。

また、申立期間③前後の保険料は納付済みである上、6か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人、その夫及び義父は、いずれも申立期間③直前の期間である昭和60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を62年10月14日に納付していることが確認でき、この時点で、申立人の申立期間③の保険料は納付することが可能である。

一方、申立期間①について、申立人は、両親が国民年金の加入手続と保険料の納付をしていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、申立人に対し昭和58年10月13日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと考えられ、この時点において、申立期間①のうち昭和54年4月から56年8月までの期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿によると、「58.10.13 加入もれ者調査により加入」の記載が確認できることから、同市において、申立人が国民年金に未加入であったため加入勧奨を行ったことから、昭和58年10月13日に申立人が初めて国民年金に加入したと認められ、当該記載内容は、上述の国民年金手帳記号番号払出簿の記録とも符合することから、行政側の記録管理に不自然な点はみられない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付について、「よく覚えていない。」と供述しており、申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和25年12月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年6月1日に喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和25年12月は6,000円、26年1月から同年5月までは8,000円とすることが必要である。

B事業所の事業主は、申立人が昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月24日に喪失した旨の届出を保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬額は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月31日から25年12月23日まで
② 昭和25年12月23日から26年6月1日まで
③ 昭和26年6月1日から同年6月24日まで

申立期間①のC社D工場における厚生年金保険の加入記録が2か月しかなく、少ないと思う。

申立期間②及び③のE施設に勤務していた時は、施設内の業務に従事していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、i) A事業所が管理するE施設及びB事業所が管理するF施設に勤務していた同僚は、「E施設で申立人と同じ仕事をしていた。申立人は私より先に勤務しており、G県H村（現在は、H町）から通勤していた。」と証言していること、ii) 戸籍の附票から、当時、申立人は、同僚の記憶どおり、G県H村に居住していたことが確認できること、iii) 申立人は「E施設があったI地方からJ地方に異動を命じられた際、同僚5人と共に異動した。」と主張しているところ、A及びB事業所の健康保

険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が名前を挙げた5人の同僚の昭和26年6月1日の厚生年金保険の資格喪失及び取得の記録が確認できることから、申立人はA及びB事業所が管理するE施設及びF施設に勤務していたことが認められる。

また、A及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同姓同名で生年月日が2年相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（A事業所の資格取得日は昭和25年12月23日、資格喪失日は26年6月1日、B事業所の資格取得日は26年6月1日、資格喪失日は同年6月24日）が確認できる。

このことについて、申立人は、自身の実年齢より高く申告して就職したこともあったと述べており、これらを総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者台帳等における申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の厚生年金保険の記録は、申立人の被保険者記録と認められ、申立期間②について、A事業所の事業主は、申立人が昭和25年12月23日に被保険者資格を取得し、26年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められる。

また、申立期間③について、B事業所の事業主は、申立人が昭和26年6月1日に被保険者資格を取得し、同年6月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA事業所及びB事業所の厚生年金保険被保険者台帳等の記録から、昭和25年12月は6,000円、26年1月から同年5月までは8,000円、26年6月は8,000円とすることが必要である。

申立期間①について、申立人は、「C社D工場の工場長の紹介で入社し、C社D工場では工場長と共に勤務していた。」と主張しているが、C社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が資格を取得した昭和22年10月25日において当該工場長は既に資格を喪失していることが確認でき、両者の勤務期間が重複していたことは確認できない。

さらに、申立人から名前の挙げた同僚は、「申立人のことは覚えていない。継続勤務していた同僚にも聞いたが、申立人を覚えていないと話している。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年10月26日、資格喪失日は29年4月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和26年10月から27年7月までは2,500円、同年8月から28年7月までは3,000円、同年8月から29年3月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月26日から37年12月31日まで
A社に昭和26年10月26日から37年12月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、昭和26年秋頃から29年春頃まで申立人が当該事業所に勤務していたと回答があった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と一文字違いで生年月日が1日異なる記録（資格取得日は昭和26年10月26日、資格喪失日は28年7月1日）及び上記の記録と生年月日が同一で、氏名が一文字異なり、厚生年金保険記号番号も異なる記録（資格取得日は昭和27年8月1日、資格喪失日は29年4月30日）が確認でき、これらの記録はいずれも基礎年金番号に統合されていない。

さらに、同僚は、A社には、申立人と近似の氏名の従業員はいなかったとしており、申立人は、「二十歳前後の頃に自身の生年月日を一日違いで記憶していたことが分かった。」としている。

これらを総合的に判断すると、上記の二つの記録は申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26

年10月26日、資格喪失日は29年4月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年10月から27年7月までは2,500円、同年8月から28年7月までは3,000円、同年8月から29年3月までは4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和29年4月30日から37年12月31日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことを推認できる同僚の証言は得られず、当該事業所は既に解散しており、事業主は連絡先が不明であるため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年10月21日、資格喪失日に係る記録を56年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和55年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間のうち、同年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月21日から同年11月1日まで
② 昭和55年12月31日から56年1月16日まで

A社の昭和55年11月から56年1月までの給与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録は55年11月1日資格取得、同年12月31日資格喪失となっており1か月しか記録が無い。調査して記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和55年11月1日を資

格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から8年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から8年8月1日まで

A社において、30万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低く記録されている。当時の同僚が申立てをし、記録が回復されたそうなので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間のうち、平成5年1月から6年9月までの期間の標準報酬月額について34万円と記録されていたところ、同年2月18日付けで、5年1月1日に遡って8万円に訂正され、6年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人以外の二人の被保険者についても、申立人と同様に、平成6年2月18日付けで、5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている。

しかし、当該事業所の経理及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は、

「申立期間当時、社会保険料を滞納していたので、給与が高い従業員の標準報酬月額を遡って訂正したが、従業員の給与支給額は従前どおりとしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について34万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で8万円（標準報酬月額等級表の改訂により、同年11月から8年7月までの期間は9万2,000円）と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成6年10月から8年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、事業主の妻は、「遡及訂正した者について、給与は従前と同様の金額を支給し、厚生年金保険料も従前の標準報酬月額に基づく額を給与から控除していた。申立人については、申立期間直前の標準報酬月額34万円に相当する給与を支給し、標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年10月1日から8年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、実際の給与より低額の報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。A社には、昭和29年4月に入社し、62年6月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店からA社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D店への異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、申立人及び同僚の供述から昭和37年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D店における昭和37年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社からB社に出向した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間が生じている。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳兼源泉徴収簿、雇用保険の被保険者記録及び事業主の証言から判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社への照会の回答から、平成2年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の賃金台帳兼源泉徴収簿の平成2年6月の厚生年金保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年5月1日から19年1月15日までA社に勤務した。18年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る賞与支払明細書から、申立人は、33万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年4月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から20年10月21日まで
A社に勤務していた平成12年4月1日以降の期間において、標準報酬月額が実際よりも低く届けられている。
当時の給与明細書があるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年4月から13年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、同年6月27日付けで、12年4月1日に遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人以外の11人の被保険者についても、申立人と同様に、平成13年6月27日付けで、12年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

さらに、同社の事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、社会保険事務所から指導があり、そのとおりに行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成13年6月27日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている申立人の12年4月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から20年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書（厚生年金保険料は翌月控除）により、申立期間のうち、平成13年10月から18年9月までの期間、同年12月、19年1月、同年4月から同年8月までの期間及び同年10月から20年9月までの期間については、当該明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

また、給与明細書が無い平成18年10月、同年11月、19年2月、同年3月及び同年9月についても、18年及び19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、前述の給与明細書から確認できる標準報酬月額と同額で決定されていることが認められる上、当該期間は給与明細書がある期間とほぼ前後している月であり、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと考えられる。

さらに、平成13年10月以後の期間において、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成13年10月から20年9月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

平成19年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書における保険料控除額に基づく標準賞与額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届の事務処理を誤ったことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和25年11月1日から26年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を25年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち昭和25年11月1日から26年5月1日までの期間、申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月10日から26年5月1日まで
② 昭和29年5月1日から同年7月1日まで
③ 昭和33年9月1日から34年1月5日まで

申立期間①については、A社C本部（D出張所）に、申立期間②については、同社D出張所に、申立期間③については、同社E出張所又はF出張所にそれぞれ勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入期間が空白になっている。同社には、昭和24年から平成元年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間について、A 社が保管していた人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、25 年 11 月 1 日に同社に正社員として採用され、継続して、同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社は、「正社員となった時点から、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずであり、控除しながら、資格取得日に係る届出が遅れたと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、A 社本社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 26 年 5 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、上述の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、上述の人事記録によれば、昭和 29 年 6 月 1 日とされているが、申立人が記録した詳細なメモに、同年 4 月までは G 地の H 作業現場に勤務し、同年 5 月以降は I 県の D 作業現場に勤務していたと認められる記述があることから、同年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 29 年 7 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間③について、上述の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し（昭和 33 年 9 月 1 日に同社本社から同社 B 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 34 年 1 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間、申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格の取得に係る届出を社会保険出張所（当時）に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険出張所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 25 年 6 月 10 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A 社は、「正社員としての在籍が確認できないので、厚生年金保険被保険者として届出していないと考えられる。当時、正社員ではなかった者については、作業現場ごとに厚生年金保険加入の判断をしていたが、該当作業現場において非加入扱いにしたものと考えている。」旨の回答をしている。

また、申立人は、昭和 25 年 6 月頃に I 県の J から同県の D に作業現場を異動した旨の供述をしているところ、オンライン記録により、申立人に係る厚生年金保険の A 社 K 出張所における資格喪失日は、同年 6 月 10 日であることが確認できるものの、同日から 26 年 5 月 1 日までの期間に、申立人が勤務していたことがうかがえる同社 D 出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 29 年 1 月 1 日であり、当該期間は適用事業所ではない。

これらのことから、厚生年金保険の適用事業所ではない A 社 D 出張所に異動した際に正社員ではなく、現場雇用であった申立人について、同社の正社員と同様の厚生年金保険の取扱いがあったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 25 年 6 月 10 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 25 年 6 月 10 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月31日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は50円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C店における資格取得日に係る記録を昭和21年9月13日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を570円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年3月31日まで
② 昭和21年9月13日から同年10月1日まで

私の夫は、昭和13年4月1日にB社へ入社して、徴用のため休職した期間を除き、継続して勤務していた。同社の感謝状からも勤務していたことは明らかなので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、「B社以外に勤務したことはないが、昭和20年*月生まれの長男がおなかにいた頃に夫は徴用されていた。」と供述しているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名、かつ生年月日が同一日であり、オンライン記録に未統合の厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は19年6月1日、資格喪失日は21年3月31日)が確認できる。

また、当該厚生年金保険被保険者の被保険者期間である昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの期間は、申立人の妻が長男を妊娠していた期間とおおむね一致する上、A社の商業登記簿により、同社は 19 年 4 月 25 日に陸軍大臣及び海軍大臣により軍需会社の指定を受けていたことが確認できる。

さらに、A社の関連会社であったD社及び申立期間後にA社と合併したE社並びにA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者から、同社における申立人の勤務実態を推認できる回答等は得られなかったものの、それらの回答等により、申立期間①当時の同社は軍需工場であり、徴用により勤務していた者が多数在籍していたことが認められる。

これらの事情等を総合的に判断すると、申立人はA社に勤務し、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に記載された被保険者記録は申立人のものであると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳で申立人の資格取得日と確認できる昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であるため、保険給付の算定の基礎とはならない期間である。

申立期間②について、B社の社員台帳、通知書及び感謝状から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 21 年 9 月 13 日に同社F支店から同社C店に異動し、同年 10 月 1 日に同社C店から同社G支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 21 年 8 月のB社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 570 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該保険出張所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は、申立人に係る昭和 21 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1139 (事案 406 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月16日から26年7月1日まで
前回の申立ては認められなかったが、私がA社を退職したのは確かに昭和26年6月末である。

今回、私の申立期間の勤務について証言してくれると思われる同僚を新たに思い出したので、再度調査をして記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる同僚について、申立人を記憶していた者が見当たらず、申立人の申立期間の勤務実態等について確認できなかったこと、ii) 同社は昭和34年8月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、法務局にも登記が見当たらなかったため、事業主等の所在が不明であったことから、申立期間の事業所の状況、申立人の勤務状況及び従業員の厚生年金保険の適用状況等について確認することができなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てについて、申立人が新たに氏名を思い出したとする同僚に申立人の申立期間の勤務状況等を確認したところ、複数の者から、「申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していた。同社では、社長等の役職者以外は全員強制的に厚生年金保険に加入していたが、申立人は

役職者ではなかった。私の同社での厚生年金保険の資格喪失日は退職時期とほぼ一致している。」旨の証言が得られた。

また、当該同僚のうち申立期間当時に給与関係の事務を行っていた者は、「給与計算の時に申立人だけ特別なことを行ったことはなく、申立人の在職中は厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と証言している。

これらの事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 25 年 4 月のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和28年3月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月14日から同年4月14日まで
② 昭和56年4月1日から同年12月16日まで
③ 昭和58年3月1日から60年9月1日まで

申立期間①については、厚生年金保険に未加入になっているが、A社に在籍していた。新入社員全員が、研修を終えて、同社C工場から各地に転勤になった時期であるので、調査してほしい。

申立期間②については、標準報酬月額の記録が不自然に下がっている。景気も上り調子であったし、順調に昇進しており、昇給はあっても給与が下がるということはなかったなので、調査してほしい。

申立期間③については、新部門立ち上げのため、技術責任者としてA社からD社へ移籍した。給与等の条件はA社と同じかそれ以上にすることだったが、年金記録では標準報酬月額が34万円から9万8,000円に下がっており、こんな大幅で不自然な減額はありえないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場において、申立人と同様に昭和28年3月14日に被保険者資格を喪失した複数の同僚は、異動先の事業所において同日に資格を取得していることが確認できることから、申立人も同社C工場での研修後の申立期間において、同社B工場に勤務していたと認められる。したがって、申立人の同社B工場における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和28年4月の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人は「新部門立ち上げのため、当時のD社の社長の息子に誘われて、当該事業所に移籍した。給与等の条件は、A社と同じかそれ以上ということだった。給与は下がったことはない。」と主張しており、当時の社会保険事務担当の経理部長も「申立人の給与が下がる事情等は無く、9万8,000円という低い給与額ではなく、従前どおりの高い給与額であり、その給与額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がっているのであれば、理由として子会社から別途の役員報酬が出ていた場合が考えられる。」と述べているが、D社の子会社に係る商業登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名はなく、当時の経理部長も「申立人がE社（申立人が新部門から立ち上げた子会社）以外の子会社の役員になることは考えにくい。」と述べていることから、申立人が申立期間③についてD社とは別の事業所から給与を支給されていたとは考え難い。

さらに、申立期間③前は34万円であった標準報酬月額が9万8,000円まで減額されていることは、極めて不自然である上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人以外に標準報酬月額が9万8,000円以下の被保険者は見当たらず、申立人のみが他の同僚と異なり著しく低額である。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社に係る昭和58年2月のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているものの、オンライン記録の標準報酬月額が、推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額が不自然に下がっていると主張しているが、申立期間当時、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられない。

また、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は見当たらない。

さらに、A社に申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、同社では、「当時の資料は保管されていないが、出向手当の打ち切りのほか、転勤に伴う交通費、住宅手当等の変動に伴う標準報酬月額の減額と考えられる。事業所としては適正だと思っている。」と回答しており、人事記録にも「昭和56年3月15日、出向を解く」との記載があることから、同社の回答内容に不自然なところはない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで

昭和 56 年に入籍し、A村で国民年金への加入手続を行った。20 歳になった当時から加入していなかったため、遡って納付するようにA村役場から言われたので、結婚時の持参金で夫婦二人分合計 20 万円ほど納付した。それなのに未納とされているのは納付できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 3 月 7 日に夫婦連番でA村において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立期間のうち 53 年 12 月より前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は「A村役場から 20 歳まで遡って納付するようにと勧奨があったので、夫婦二人で 20 万円ほどまとめて納付した。」と述べているところ、申立期間のうち国民年金手帳記号番号が払い出された時点で国民年金保険料を納付することが可能であった昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間について、国民年金被保険者名簿には「56. 3. 7 新規取得受付 時効未経過分遡及納付はしない旨申出（但し勧奨はした）」と記録されているのが確認できる上、申立人は過年度保険料を 56 年 7 月 30 日及び同年 8 月 29 日の 2 回に分けて納付しており、いずれの時期においても納付可能な保険料額と申立人がまとめて納付したと主張する保険料額は合致しない。

さらに、申立人には 20 歳到達時である昭和 51 年*月における国民年金への加入手続及び保険料納付についての記憶が無く、申立人の所持する国民年金検認票兼領収書からも、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、同年 9 月から 55 年 4 月までの期間の B

市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 6 月まで
ねんきん特別便が届いて未納期間があることが分かった。父が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父は亡くなっているため確認ができないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月 2 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この時点で、申立期間のうち、59 年 3 月より前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、申立人が 20 歳に到達した時期を含む昭和 51 年 1 月から 60 年 8 月までの期間の A 市 B 区に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から同年5月まで

ねんきん特別便が来て、未納期間があることが分かった。国民年金保険料は収入が安定した時にまとめて納付していた。申立期間についても、A市役所で未納期間について全て納付したい旨を申し出て未納期間を調べてもらい納付した記憶がある。夫には申立期間の保険料の納付の記録が確認されており、一緒に納付したはずなのに自分の記録だけが無い。申立期間について国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳によると、申立期間は第3号被保険者と記録されていることが確認でき、オンライン記録から、平成19年7月17日に社会保険事務所（当時）により、申立人に係る国民年金第3号被保険者としての資格喪失日が13年6月1日から申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失日である同年3月1日に訂正が行われていることが確認できることから、訂正日以前では申立期間は第3号被保険者期間であるため、国民年金保険料を納付する必要がなく、訂正日時点では、制度上、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付された場合、申立期間は第3号被保険者期間であることから、当該保険料は過誤納として還付されることになるが、還付された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 49 年 4 月頃に新聞で国民年金制度について知ったのを契機として、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料について、自宅近所のスーパーマーケットに、A 町役場の職員が出張して来ており、保険料の納付も受け付けていたので、申立期間の保険料を納付し、領収証書として職員から、郵便振替払込金受領証を受け取った。申立期間が国民年金に未加入とされているが、複数枚あった郵便振替払込金受領証のうち 2 枚を現在も所持しているため、保険料を納付していたはずであり、調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 4 月頃に国民年金の加入手続をしたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対して 50 年 2 月 17 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される上、申立人が現在所持している年金手帳、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも同年 2 月 5 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、当該資格取得時において、厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養者であるため、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、制度上、遡って国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人が現在所持している昭和 49 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書によると、第 4 期（昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで）については、「出納印」が押されていることを確認でき、記載された保険料額から納付済みとなっている同年 2 月及び同年 3 月の分の保険料と認められるが、第 1 期から第 3 期までの期間（49 年 4 月から同年 12 月まで）の領収日付印欄には、斜線が引かれており、50 年 1 月の保険料の納付に係る記載が確認できないことから、当該通知書兼領収書により申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付し、その領収証書として、郵便振替払込金受領証を受け取ったと主張しているが、申立人が現在所持している昭和 49 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書によると、同年度における国民年金保険料の納付場所は、A 町役場及び B 銀行 C 支店 D 出張所と記載されていることが確認できることから、申立期間についてのみ郵便局で納付が可能であったとは考え難い上、申立人が現在所持している 2 枚の郵便振替払込金受領証の金額欄には、それぞれ「1,300」及び「2,600」と記載され、期間が記載されていないものの、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間の 1 か月分の定額保険料額は 900 円、50 年 1 月の定額保険料額は 1,100 円であることから、それぞれ記載された金額と相違しており、当該郵便振替払込金受領証に記載された金額が国民年金保険料であったことを推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、父親から昭和 59 年 4 月に A 市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間について、未納となっていることに納得がいかないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が昭和 59 年 4 月に A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の年金手帳によると、被保険者となった日である「昭和 59 年 4 月 1 日」の記載の下に当該届出があった日を示す「62. 4. 9 届出」と押印されている上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対して 62 年 4 月 16 日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の父親は同年 4 月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、父親が A 市役所の窓口で申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、上述の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、制度上、時効により納付することができず、60 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料については、過年度保険料であるため、A 市役所の窓口では納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、保険料納付についての記憶が具体的ではないことから、申立期間の納付状況等が不明で

ある。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から24年3月1日まで

A社に昭和18年4月1日から24年2月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録は22年10月1日に資格喪失となっている。申立期間の記録が無いので調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚に照会したところ、当該事業所には複数の異なる業務内容があり、複数の同僚の記憶する申立人の業務内容がそれぞれ異なり、申立人について正社員であったと証言する者と正社員ではなかったと証言する者がいることから、申立人の厚生年金保険の記録のある期間とその後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に同質性があり継続していたことが確認できない。

また、申立人は既に死亡しているため申立てに係る具体的な供述が得られない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の連絡先が不明であるため申立期間の申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 1 日から平成 10 年 3 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から平成 10 年 3 月 1 日まで

昭和 58 年 3 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は同年 10 月 1 日となっているので資格取得日の記録を訂正してほしい。また、同事業所での標準報酬月額の記録が全期間において実際に支給されていた給与額より低くなっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が A 社に昭和 58 年 10 月 1 日より前から勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の被保険者の中に自身の記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しない者が見受けられ、従業員全員が入社と同時に厚生年金保険に加入したとは言えない。

また、A 社は B 社に名称変更した後、平成 21 年 9 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B 社の元事業主に照会を行ったが、協力を得られなかったため、申立てに係る状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低いと主張しているが、申立期間当時、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられない。

また、当該期間において、A社で厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会を行ったが、当該事業所における標準報酬月額の算出に関する取扱いや厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に照会を行ったが、協力を得られなかったため、申立てに係る状況を確認することができなかった。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 31 日から 52 年 8 月 25 日まで
友達の紹介で、厚生年金保険に加入するという条件でA事業所に入社した。厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主や同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間の一部について、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書綴りの中に申立人の氏名は無い。入社当時の雇用に関する書類等は保存していないが、申立人はアルバイトとして入社しており、厚生年金保険について未加入であることは本人も十分承知しているはずである。」としている。

また、同僚は、「全ての従業員が厚生年金保険に加入していたのではなく、入社時に、月給制で保険に加入するか、保険は未加入で日給制の出来高払いにするか本人の意向を聞かれ個別に契約したと思う。」と述べている。

さらに、申立期間において、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年春頃から33年10月1日まで
前の会社を退職後、あまり間を空けずに就職したにもかかわらず、A社における厚生年金保険の被保険者期間が、実際の勤務期間よりも短く記録されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年の春頃にA社に入社し、仲買人をしていたと主張しているところ、同年4月に入社したとする同僚は、「自身の入社約1年後に異動した先で、申立人が仲買人として勤務していたことを記憶している。」と述べているものの、申立人の入社時期が推認できない。

また、申立人の在籍を証言した前述の同僚の、自身が記憶するA社の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しておらず、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は昭和52年に解散しており、同社の元代表者と連絡が取れず、同社の当時の社会保険事務担当者は死亡あるいは連絡先不明であり、同社の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について証言を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた際の給料支払明細書によると、昭和 58 年 8 月から 59 年 11 月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

しかし、厚生年金保険の資格取得日は昭和 58 年 8 月 1 日、資格喪失日は 59 年 11 月 20 日となっている。

厚生年金保険の資格喪失日は昭和 59 年 12 月 1 日になると思うので、調査して記録を訂正してほしい。

もしも、記録が訂正できない場合は、控除された保険料が還付されるのではないか。また、給料支払明細書の労働日数欄の記載では、資格取得日が昭和 58 年 7 月 6 日になるのではないかとも思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 58 年 8 月 1 日、資格喪失日は 59 年 11 月 20 日と記録され、被保険者期間は 15 か月とされているが、申立人のA社の給料支払明細書により、58 年 8 月から 59 年 11 月までの各月の給与から、16 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、昭和 59 年 11 月の給料支払明細書の労働日数欄に、給料の支払の基礎となった期間が同年 10 月 30 日から同年 11 月 28 日までと記載されていること、及び基本給の金額を計算したところ 15 日分の金額が支給されていることから、申立人は、同年 11 月末日まで勤務していなかったことが確認できる上、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格喪失日はいずれも雇用保険の被保険者記録の離職日の翌日である同年 11 月 20 日と一致している。

一方、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、

月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、申立人の資格喪失月である昭和 59 年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、申立人は昭和 59 年 11 月の給料から控除された厚生年金保険料は還付されるのではないかと述べているが、事業主はオンライン記録どおりの同年 11 月 20 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付していないと認められることから、当該保険料が社会保険事務所から還付されることはない。

また、申立人は、昭和 58 年 7 月の給料支払明細書の労働日数欄に、給料の支払の基礎となった期間が同年 7 月 6 日から同年 7 月 29 日までとなっているので資格取得日は同年 7 月 6 日ではないかとも述べており、同給料支払明細書により、申立人が当該月において勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人の標準報酬月額が改定された月から改定後の標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていることから、当月控除方式であることが確認でき、昭和 58 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している申立人の同年 8 月の給与から同年 8 月の厚生年金保険料が控除されていることが認められ、同年 7 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険の被保険者記録の資格取得日はいずれも昭和 58 年 8 月 1 日と一致している上、申立人は同年 7 月の国民年金保険料を納付している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 55 年 9 月 21 日から 63 年 1 月 8 日まで
③ 平成 3 年 12 月 19 日から 4 年 5 月 16 日まで
④ 平成 4 年 6 月 21 日から 7 年 4 月 21 日まで

A社に勤務していた昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及びB社に勤務していた同年 9 月から 62 年 12 月までの期間について、私が記憶している給与の総支給額よりも低い標準報酬月額が記録されている。

また、C社に勤務していた平成 3 年 12 月から 4 年 4 月までの期間及びD社に勤務していた同年 6 月から 7 年 3 月までの期間について、実際の給与の総支給額よりも低い標準報酬月額が記録されている。D社の標準報酬月額は著しく低すぎるため、とりわけ納得できない。なお、C社及びD社については、証拠資料として当時の預金通帳の写しを提出する。

調査の上、上記期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、職種や年齢が同じで申立人が記憶している同僚二人の資格取得時の標準報酬月額（10 万 4,000 円）は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の事業所別被保険者名簿によると、申立人と同一月に被保険者資格を取得し、職種が同じで申立人が記憶している同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額である上、その後の同社における標準報酬月額についても申立人とほぼ同様に推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、同社が加入しているE厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人が所持する給与振込記録のある預金通帳により、申立人が、C社において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められるが、同預金通帳からは厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、同社の人事部長は、「申立人の資格取得時の報酬月額（17万800円）は、残業手当を含まない額で算出して社会保険事務所（当時）に届出をし、当該報酬月額に基づき決定された標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料を控除していた。また、申立人は、平成4年5月16日に資格を喪失しているため、報酬訂正の届出の機会もなく、定時決定の対象にもならなかった。」としている。

さらに、同社が保管する『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』、『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』、F健康保険組合が保管する被保険者台帳及び企業年金連合会が保管する『中脱記録照会（回答）』に記載されている標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）と一致している。

申立期間④について、申立人が所持する給与振込記録のある預金通帳により、申立人が、D社においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められるが、同預金通帳からは、厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、オンライン記録によると、同社で申立人と同時期に被保険者資格を取得し、職種が同じで申立人が記憶している同僚5人の標準報酬月額は、資格取得時において申立人と同額となっている上、その後においても申立人とほぼ同様で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

なお、申立期間①については健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②については事業所別被保険者名簿により、いずれも申立人及び申立人と同時期に資格を取得した複数の同僚の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、また、申立期間③及び④についてもオンライン記録により、いずれも標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、いずれの事業所も、厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保有しておらず、同僚等からも申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言及び資料を得ることはできない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 20 日から 57 年 7 月 20 日まで
② 昭和 60 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A社に昭和 55 年 6 月から 57 年 7 月まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が 56 年 6 月 20 日までしかないのは納得できない。

また、申立期間②については、B社に昭和 57 年 7 月から 60 年 11 月 30 日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年 10 月 21 日までしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和 57 年 7 月 19 日まで勤務していたとしているが、同社の健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿により、申立人が 56 年 6 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い同年 7 月に健康保険被保険者証が返納されていることが記載されている。

また、同社の当時の事業主は、「会社は平成 17 年に廃業しており当時の資料は残っていないが、給与から厚生年金保険料を控除している場合には、社会保険事務所（当時）の手続は適正に行っていた。当社が社会保険事務所に提出したとおりの期間が、申立人の当社での被保険者期間である。」と証言している。

さらに、同社の同僚 5 人に対して申立人の勤務期間及び同社の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ 4 人から回答があったが、いずれの人からも、「申立人の退職年月日は覚えていない。自身の場合は、勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録とは一致している。会社が勤務途中で勝手に資格喪失させることはないと思う。」としており、申立人の申立期間①につい

て厚生年金保険料を控除されていたとする証言は得られなかった。

加えて、申立人は、保険料控除を示す資料を保有していない上、申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていたか記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社における雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人の同社での離職年月日は昭和60年10月20日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、同社は既に廃業しており、また、当時の事業主は消息不明であることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できなかった上、同僚の調査においても申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

さらに、申立人は、保険料控除を示す資料を保有していない上、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていなかった可能性があるとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 21 日から 60 年 2 月 1 日まで
A社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務期間の記憶は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は定かではないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、勤務期間に関する申立人の記憶は曖昧である上、複数の同僚は、「申立人の具体的な勤務時期は覚えていないが、勤務期間は短かった。3か月ぐらいではないか。」と述べており、また、A社には3か月の試用期間があった旨を述べていることから、申立人は、試用期間中に退職したのではないかと考えられる。

また、事業主は、当時の資料は残っておらず不明であるとしており、A社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、同支店に勤務していた同僚は、いずれも同社本社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間において、同社本社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。